

情報公開・個人情報保護審査会事務局 御中

東北大学職員組合
執行委員長 片山 知史

下記のとおり、「令和元年(独情) 諮問第79号」に関わる意見書を提出いたします。

「令和元年（独情） 諮問第79号」に関わる意見書

令和元年7月11日付けで提出し、同日受理された「審査請求書」について、東北大学から、令和元年10月7日に、情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行ったとの通知を受け、令和元年10月21日に、情報公開・個人情報保護審査会から「理由説明書」が送られてきた。これについて意見を述べる。

令和元年7月11付けの「審査請求書」において、支出契約決議書(契約日:平成30年3月23日)に付随する「契約伺」「御見積書」「随意契約理由書」の開示を求めたところ、東北大学は、「理由説明書」において、「請求内容の期間には含まれない」として、この審査請求では開示せず、それとは別の、令和元年6月12日付けで情報公開・個人情報保護審査会の答申まで出て、既に終わっているはずの「第1回情報公開請求」に対する部分開示決定という形で、令和元年8月9日付けで、当該文書を部分開示した。なぜ、東北大学は、このような対応を行ったのであろうか。

確かに当該文書は、今回の第2回情報公開請求の「2018年7月19日以降現在まで」の期間よりも前ではあるが、第2回情報公開請求で部分開示された平成30年7月分から平成31年1月分までの7件の「コンサルティング業務」の「経費精算書」には、当該文書の一部である「支出契約決議書(平成30年3月23日付)」、「業務委託契約書(平成30年3月23日付)」、「購入依頼書(平成30年3月1日付)」、「仕様書」が付随しており、令和元年8月9日付けで部分開示された文書のうち、新たに開示されたのは、「御見積書」「契約伺」「随意契約理由書」の3つの文書のみである。したがって、本「第2回情報公開請求」の一部として開示しても不思議ではない。

また、令和元年8月9日付けの「第1回情報公開請求」に対する部分開示決定では、平成28年10月31日付の「支出契約決議書」とそれに付随する文書群も部分開示されている。これは、第1回情報公開請求についての、平成31年3月6日付けの情報公開・個人情報保護審査会への意見書で、新たに文書の開示を求めたところ、令和元年6月18日の審査会の答申では「文書の特定をも争う旨主張しているが、これは当初の審査請求にはなく、本件諮問の対象外と認められることから、これについては判断しない」と、門前払いになった案件である。なぜ、これを今頃になって部分開示したのかも疑問である。

いずれにしても、令和元年8月9日付けの「第1回情報公開請求」に対する部分開示決定で、2つの「支出契約決議書」とそれに付随する文書群が部分開示されたことで、これまでのコンサルティング業務に関する「支出契約決議書」は、3文書がすべてそろったことになる。東北大学は、当初、平成28年6月から10月までは、当該法律事務所と、「時間チャージ」というスポット契約で毎月支払っていたが、平成28年10月31日付の「支出契約決議書」から、一定期間の契約という形で支払うように変更した。

文書1. 平成28年10月25日付 支出契約決議書

期間: 平成28年11月1日 ~ 平成29年3月31日 (5か月)

契約方法: 随意契約 国立大学法人東北大学契約事務取扱細則第40条第5号適用

予定価格: 省略: 国立大学法人東北大学契約事務取扱細則第45条第1項第2号適用

御見積書: 請求額 不開示

随意契約理由書: なし

公表の経緯:

元々、第 1 回情報公開請求においては、この文書は表立っては公表されておらず、平成 28 年 11 月～平成 29 年 3 月の「経費精算書」に付随するものとして、存在が確認できるものであった。平成 31 年 3 月 6 日の審査会への意見書で公開を要求したが、大学はそれには応えず、令和元年 8 月 9 日に、突然、部分開示（追加開示）した。

文書 2. 平成 29 年 1 月 31 日付 支出契約決議書

期間: 平成 29 年 4 月 1 日 ~ 平成 30 年 3 月 31 日 (12 か月)

契約方法: 随意契約 契約事務取扱細則第 40 条第 1 号適用

予定価格: 別紙の通り

御見積書: 請求額 3,621,880 円 (税込、予定総額)

随意契約理由書: 理由の一部開示

公表の経緯:

第 1 回情報公開請求において、部分開示されていたが、請求額、随意契約の理由は不開示であった。平成 30 年 11 月 22 日の審査請求において、300 万円以上の随意契約であり、公開の対象であることから、ウェブ上に公開されていることを指摘して、その結果、金額の総額と随意契約理由の一部（ウェブサイトに掲載されていた部分）を、平成 31 年 1 月 29 日に追加開示した。

文書 3. 平成 30 年 3 月 23 日付 支出契約決議書

期間: 平成 30 年 4 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日 (12 か月)

契約方法: 随意契約 国立大学法人東北大学契約事務取扱細則第 40 条第 5 号適用

予定価格: 省略 国立大学法人東北大学契約事務取扱細則第 45 条第 1 項第 2 号適用

御見積書: 請求額 不開示

随意契約理由書: 理由の一部開示 (文書 2 と同じ)

公表の経緯:

令和元年 7 月 11 日付の第 2 回情報公開請求にかかる審査請求で、開示を要求したところ、それに応える形ではなく、令和元年 8 月 9 日付で、第 1 回情報公開請求への追加開示という形で、部分開示されたが、見積金額は不開示であった。

このように、3 つの文書についてまとめると、当然ながら、次の疑問が持ちあがる。

御見積書の請求額が開示されているのは、文書 2 のみで、後の 2 つは不開示である。文書 2 について、東北大学は「『公共調達 of 適正化について(平成 18 年 8 月 25 日付け財計 2017 号)』に基づき、本学ウェブサイトにて、『随意契約によることとした理由』や『契約金額』を公表していたものである」と、平成 31 年 2 月 13 日付け理由説明書で説明している。では、文書 1 と文書 3 は、「財計 2017 号」には該当しないのであろうか? 文書 1 は契約期間が 5 か月と、他の 2 つに比べて短期間であり、契約金額が少額のために公開の対象ではなかった可能性はある(契約金額が不開示であるため検証はできない)。しかし、文書 3 の場合、契約期間は文書 2 と同じ 12 か月であるため、それでは説明できない。

このように考えると、本「第 2 回情報公開請求」にかかる審査請求で開示を求めた文書 3 について、東北大学が、それに応える形ではなく、すでに終わっている「第 1 回情報公開請求」にかかる追加開示という形で、契約金額を非開示のまま部分開示した理由は、契約金額の非開示の妥当性を、本情報公開請求で審査されることを避けたかったためではないかと類推できる。以上から、「請求内容の期間には含まれない」から審査適用外という主張は認めるべきではなく、本情報公開請求に応じて、文書 3 の契約金額を(また、それと同じタイミングで部分開示された文書 1 の契約金額も)開示すべきである。

以上